

福島県議会議員一般選挙のお知らせ

投票日は **11月15日(日)** です。

1 投票できる方

次のすべての条件を満たしている方

- (1) 満20歳以上の日本国民であること
→平成27年11月16日までに生まれている方。
- (2) 選挙人名簿に登録されていること
→平成27年8月4日までに楡葉町に転入届を提出し、引き続き楡葉町の住民基本台帳に登録されている方。



みんなの一票大切に!

2 投票方法

投票日（平成27年11月15日）に投票所へ行くことができますか？

はい

当日投票をご利用ください。

→2ページの **3** へお進みください。

いいえ

楡葉町の期日前投票所へ行くことは
できますか？

はい

期日前投票をご利用ください。

→2ページの **4** へお進みください。

いいえ

不在者投票をご利用ください。

→3ページの **5** へお進みください。

次のページへ進む

【問い合わせ先】楡葉町選挙管理委員会
住所：〒979-0696
福島県双葉郡楡葉町
大字北田字鐘突堂5-6
電話：0240-23-6100

3 当日（11月15日）投票

後日送付される入場券を持参のうえ、下記の投票所へお越しください。
入場券を持参いただくと、受付をスムーズに行うことができます。
入場券がなくても投票できますが、本人確認を行いますので受付にお申し出ください。

| 場 所 | 時 間 |
|---------------------------------------|-----------|
| 檜葉町コミュニティセンター (檜葉町大字北田字鐘突堂5-4) | 午前7時～午後8時 |
| 檜葉小・中学校中央台仮設校舎体育館 (いわき市中央台飯野5-6-1) | 午前7時～午後7時 |
| 会津美里町宮里仮設住宅北集会所 (会津美里町字宮里94) | 午前7時～午後5時 |

4 期日前投票

※期日前投票所で「宣誓書（請求書）」にお名前・ご住所など記入していただきます。

後日送付される入場券を持参のうえ、下記の期日前投票所にお越しください。
入場券を持参いただくと、受付をスムーズに行うことができます。
入場券がなくても投票できますが、本人確認を行いますので受付にお申し出ください。

| 場 所 | 期 間 | 時 間 |
|-----------------------------|------------------|-------------------|
| 檜葉町役場 | 11月 6日(金)～14日(土) | 午前9時～午後6時 |
| いわき明星大学学生会館 (旧檜葉町いわき出張所) | 11月 6日(金)～14日(土) | 午前8時30分 ～ 午後8時 |
| いわき市高久第9仮設住宅 第2集会所 | 11月 9日(月)～10日(火) | 午前9時～午後6時 |
| いわき市上荒川仮設住宅 第2集会所 | 11月11日(水)～12日(木) | 午前9時～午後6時 |
| 会津美里町宮里仮設住宅 北集会所 | 11月13日(金)～14日(土) | 午前9時～午後6時 |

※檜葉町いわき出張所（旧谷川瀬分室）では投票できません。

注! **意**

- ◆ 投票の際は、宣誓書にお名前・ご住所などの記入が必要となります。
- ◆ 滞在先（避難先）の市区町村の期日前投票所では、投票できません。
投票できるのは、檜葉町の期日前投票所（上記の投票所）です。

※ 「当日投票」や「期日前投票」に行くことができない方は、「不在者投票」をご利用ください。

5 不在者投票

※手続き等、詳しくは榊葉町選挙管理委員会事務局へお問い合わせください。

- (1) 期間 11月6日(金)～11月14日(土)
- (2) 時間 ①福島県内 午前8時30分～午後8時まで
(土日祝祭日もできます)
②福島県以外 通常、平日の午前8時30分～午後5時まで
執務時間中のみとなりますので、ご注意ください。
- (3) 場所 滞在地(避難先)の市区町村選挙管理委員会で投票できますが、
上記のとおり平日の執務時間中のみとなりますのでご注意ください。
- (4) 手続きの流れ・・・以下の手順により投票してください。

① 「宣誓書(請求書)」を請求する

まずは、榊葉町選挙管理委員会事務局までご連絡ください。

「宣誓書(請求書)」等を郵送いたします。

(榊葉町選挙管理委員会事務局

Tel 0240-25-2111

Fax 0240-25-5564)

② 投票用紙等を請求する

送付された「宣誓書(請求書)」に必要事項を記入し、「返信用封筒」に入れて、
郵送してください(メールやFAXでの請求はできません)。

③ 投票用紙等を受け取る

後日、「投票用紙、投票用封筒(内封筒と外封筒)、不在者投票証明書」が郵送されます。

注意!

以下のことをしてしまうと「投票ができなくなります」ので
ご注意ください。

- ◆ 不在者投票証明書が入った封筒は、絶対に開封しないでください。
- ◆ 自宅で事前に投票用紙の記載を行わないでください。

④ 滞在地（避難先）の市区町村で投票する

届いた封筒一式を持参し、滞在地（避難先）の市区町村で投票してください。

注意

- ◆ 滞在地（避難先）の市区町村から住民票がある檜葉町に投票用紙を送る必要があるため、**余裕をもった早めの投票をお願いします。**
- ◆ **不在者投票用紙等の交付を受けた後に、「当日投票」又は「期日前投票」をする場合は、投票用紙等を返還しないと投票することができませんので、必ず届いた封筒一式を投票所に持参してください。**

- (5) 病院・老人ホーム等（施設等）における不在者投票
都道府県の選挙管理委員会が指定した施設等に入院・入所している場合は、その施設内で不在者投票ができますので、施設長に申し出てください。
- (6) 在宅における郵便投票
身体に重度の障がいがある場合は、自宅等で郵便による不在者投票ができる場合があります。手続きには日数を要しますので、お早めに檜葉町選挙管理委員会へお問い合わせください。

6 選挙公報

選挙公報は、**11月12日頃**までに届くように発送する予定です。選挙公報が届かない場合は、選挙管理委員会までお問い合わせください。

なお、選挙公報は、町選挙管理委員会ホームページにも掲載します（掲載予定日：11月6日頃）。

7 問い合わせ先

みんなそろって、きれいな一票。

檜葉町選挙管理委員会

住所 〒979-0696

福島県双葉郡檜葉町大字北田字鐘突堂5-6

電話 0240-25-2111